

保育士修学資金貸付等事業のご案内

令和4年度分貸付の募集

■制度の概要■

免除要件を満たす方は、全額返還免除！！

1. 保育補助者雇上費貸付事業

対象者：保育士の負担軽減を図るため保育士の補助を行う保育士資格を持たない者（保育補助者）の雇上げを新たに行う施設又は事業者

貸付額：年額2,953,000円以内 + 加算額2,215,000円 ※

※加算額は、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業者において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合に限る

貸付期間：保育補助者が保育所に勤務する期間（3年以内）

返還免除：下記の①または②の条件を満たす場合

①県内の保育所等において保育補助者が保育の補助等の業務に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき

②県内の保育所等において保育補助者が保育の補助等の業務に従事し、かつ、当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、及び、その他これに準ずるものとして認められるとき

申請方法：下記の全ての書類を提出

「保育補助者雇上費貸付申請書」（様式第4号）

「保育士勤務環境改善計画書」（様式第5号）及び添付書類

2. 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

対象者：未就学児を持つ保育士であって、長野県内の保育所等に新たに従事する方※、または、保育所等に雇用され産前産後休暇または育児休業から復帰する方で、保育士として週20時間以上の勤務をしようとする方

貸付額：月額27,000円以内（未就学児の保育料の半額）

貸付期間：保育所等に勤務を開始した日から起算して1年以内

返還免除：下記の①～④の全ての条件を満たす場合

①保育所等に就職または復帰した日から

②長野県内において

③児童の保護等の業務に従事し

④以後2年間引き続き当該業務に従事した場合

申請方法：「保育料等の一部貸付申請書」（様式第6号）及び添付書類の提出

※新たに保育所等に従事する方は長野県保育士人材バンクに求職登録を行っていただく必要があります。

3. 就職準備金貸付事業

対象者：保育所等を離職した方、または、保育所等に勤務経験のない方で、長野県内の保育所等に新たに週20時間以上の勤務しようとする方

貸付額：400,000円以内

貸付期間：1人あたり1回限り

返還免除：下記の①～④の全ての条件を満たす場合

①保育所等に就職した日から

②長野県内において

③児童の保護等の業務に従事し

④以後2年間引き続き当該業務に従事した場合

申請方法：「就職準備金貸付申請書及び利用計画書」（様式第7号）及び添付書類の提出
※長野県保育士人材バンクに就職登録を行っていただく必要があります。

4. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

対象者：保育所等に雇用されている保育士であって、未就学児を持ち保育所等を利用している方、かつ、保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方

貸付額：年額123,000円以内（子どもの預かり支援に関する事業利用料金の半額）

貸付期間：未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する2年を限度とする期間

返還免除：下記の①～④の全ての条件を満たす場合

①保育所等に就職または復帰した日から

②長野県内において

③児童の保護等の業務に従事し

④以後2年間引き続き当該業務に従事した場合

申請方法：「保育料等の一部貸付申請書」（様式第6号）及び添付書類の提出

利 子：無利子

申込期間：随時募集 ※ただし、予算に限りがございますので貸付対象とならない場合がございます。

申 請 先：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

※様式はホームページからダウンロードしてください。

～ 制度についての詳細、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください ～

〒381-0034

長野市大字高田364番地1

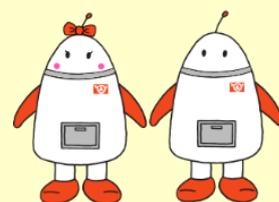
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

(TEL) 026-228-0337

(FAX) 026-228-0310

(Eメール) shikin@nagano-swc.com

(HP) <https://nagano-swc.com/>



長野県社会福祉事業団
マスコットキャラクター
ワトワちゃん・ワトワくん